

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（戸別訪問）</p> <p>第三百三十八条 選挙に関し、投票を得若しくは得させ又は得させない目的をもつてする戸別訪問は、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次項において同じ。）が午前七時から午後七時までの間にする場合は、することができない。</p> <p>2 いかなる方法をもつてするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説をすることについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、公職の候補者が午前七時から午後七時までの間にする場合は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。</p> <p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第四百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前七時から午後七時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p>	<p>（戸別訪問）</p> <p>第三百三十八条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。</p> <p>2 いかなる方法をもつてするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言いあるく行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。</p> <p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第四百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p>

2
〔略〕

(夜間の街頭演説の禁止等)

第六百六十四条の六 何人も、午後七時から翌日午前七時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができない。

2・3 〔略〕

(政談演説会等の制限)

第二百一条の十二 政党その他の政治団体は、午後七時から翌日午前七時までの間は、この章の規定による街頭政談演説を開催することができない。

2・3 〔略〕

(連呼行為等の禁止)

第二百一条の十三 政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。ただし、第一号の連呼行為については、この章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合並びに午前七時から午後七時までの間に限り、この章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてする場合並びに第三号の文書図画の頒布については、この章の規定による政談演説会の会場においてする場合は、この限りでない。

2
〔略〕

(夜間の街頭演説の禁止等)

第六百六十四条の六 何人も、午後八時から翌日午前八時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができない。

2・3 〔略〕

(政談演説会等の制限)

第二百一条の十二 政党その他の政治団体は、午後八時から翌日午前八時までの間は、本章の規定による街頭政談演説を開催することができない。

2・3 〔略〕

(連呼行為等の禁止)

第二百一条の十三 政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。ただし、第一号の連呼行為については、この章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、この章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてする場合並びに第三号の文書図画の頒布については、この章の規定による政談演説会の会場においてする場合は、この限りでない。

い。
一 連呼行為をすること。
二・三 [略]

2
[略]

い。
一 [同上]
二・三 [略]

2
[略]